

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 宅地建物取引業法による行政処分についての公開の聴聞……………(住宅政策本部民間住宅部不動産課)…一
- 都道の区域変更(二件)……………(建設局道路管理部路政課)…一
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………(建設局公園緑地部公園課)…五

### 公告

- 特例認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)…六
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(同)…六
- 開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…六

## 告示

●東京都告示第三十二号  
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の

規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和五年一月十九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 日時 令和五年二月二日 午後一時三十分
- 二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部民間住宅部聴聞室
- 三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社 i i Land

(二) 代表者氏名 代表取締役 阿部 実成

(三) 主たる事務 東京都中央区銀座六丁目十四番八号

所の所在地 銀座石井ビル六階

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第九三七八四号

(五) 免許年月日 令和四年一月十三日

### ●東京都告示第三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

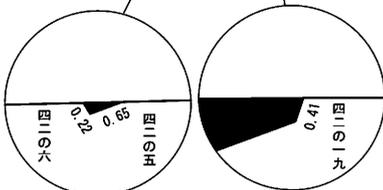
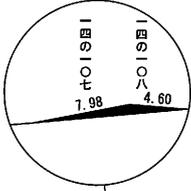
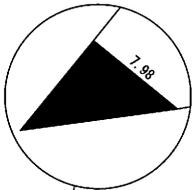
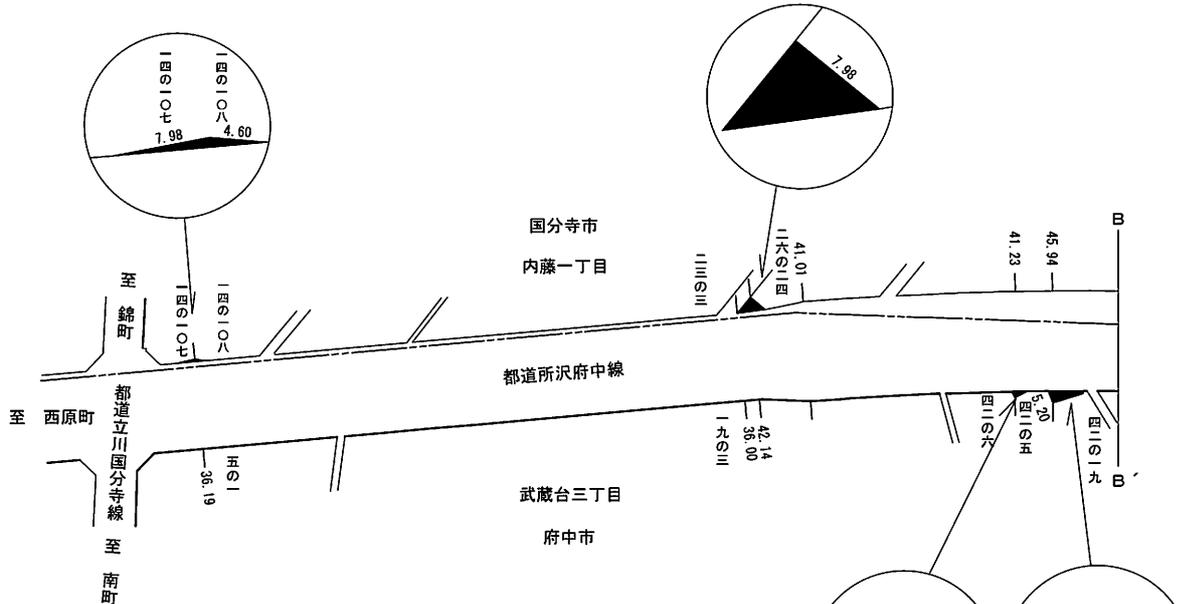
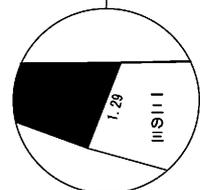
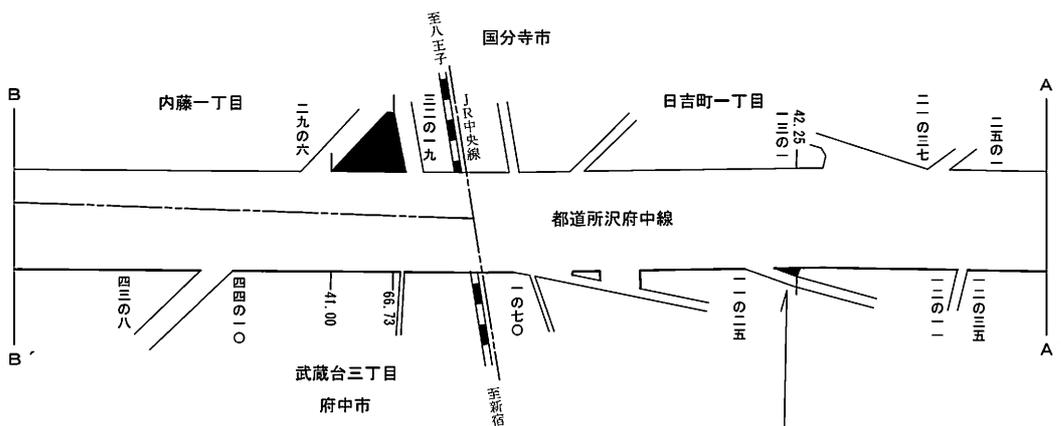
その関係図面は、令和五年一月十九日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

令和五年一月十九日

東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 所沢府中
- 二 変更の区間 国分寺市日吉町一丁目十三番三十四地先から同市内藤一丁目十四番百七地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり





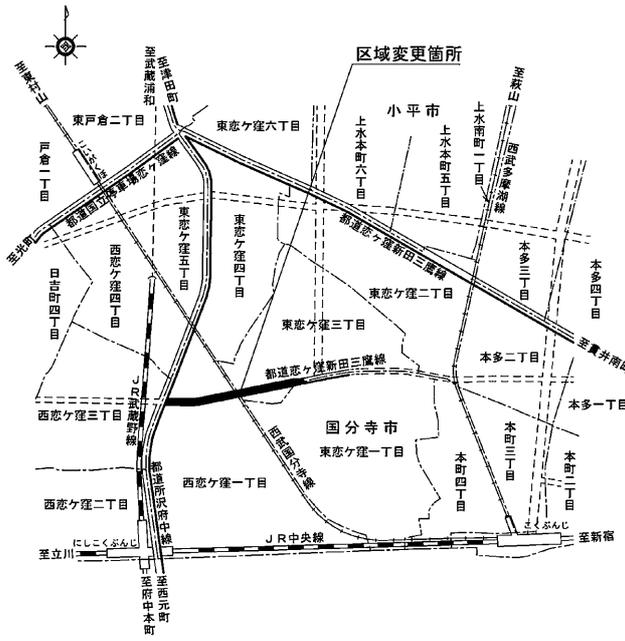
●東京都告示第三十四号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、令和五年一月十九日から起算して二週

別図

都道恋ヶ窪新田三鷹線区域変更略図

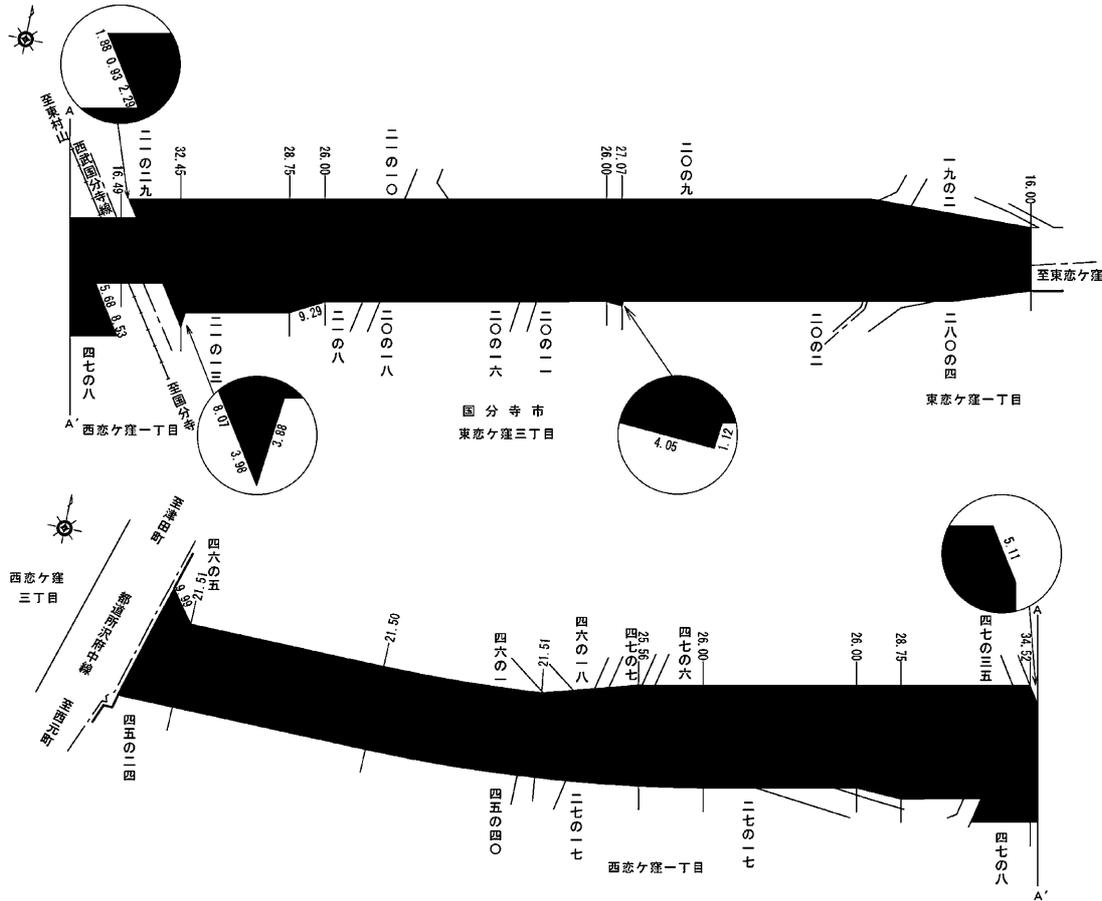
国分寺市東恋ヶ窪三丁目～西恋ヶ窪一丁目

都道  
 市道  
 編入区域  
 延長 四七二・二二メートル  
 面積 一、七六四・〇〇平方メートル  
 計画線



間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。  
 令和五年一月十九日  
 東京都知事 小池百合子  
 一 路線名 恋ヶ窪新田三鷹  
 二 変更の区間 国分寺市東恋ヶ窪三丁目十九番二地先か

三 変更の概要  
 ら同市西恋ヶ窪一丁目四十五番二十四地先まで  
 別図表示のとおり



●東京都告示第三十五号

東京都立公園条例（昭和三十一年東京都条例第七号）  
第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及  
び面積を次のとおり変更する。

令和五年一月十九日

東京都知事 小池百合子

公園名 変更内容 変更年月日

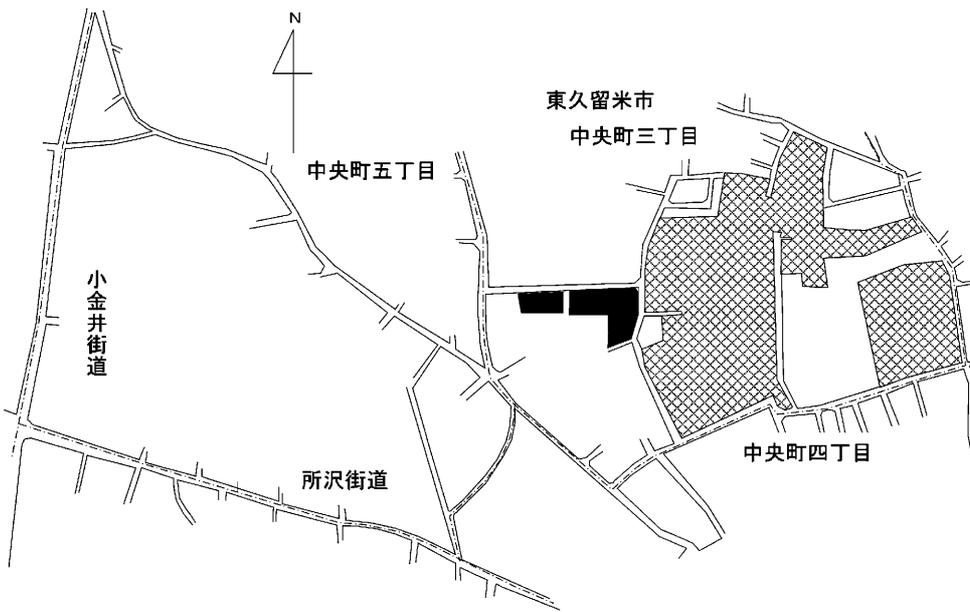
東京都立六仙公園 別図のとおり 令和五年一月二十日

別図

東京都立六仙公園 区域変更略図

変更箇所 東久留米市中央町三丁目

変更前の区域	面積	平方メートル
追加区域	三、六二・八五	平方メートル
変更後の面積	五三、七三三・八九	平方メートル



公 告

特例認定特定非営利活動法人の代表者の氏名  
の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三  
条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったの  
で、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二  
項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則  
（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の  
規定により、次のとおり公告する。

令和五年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人国際難民支援団体REI

二 代表者の氏名

コリンズ・サイモン・ジョン

三 主たる事務所の所在地

港区南青山二丁目二番十五号 ウィン青山九四二

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変  
更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三  
条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったの  
で、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行  
に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二  
十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年一月十九日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人ピープルズ・ホープ・ジャパン

二 代表者の氏名

神谷 洋平

三 主たる事務所の所在地

武蔵野市中町二丁目九番三十二号

一 名称

特定非営利活動法人ブラチナ・ギルドの会

二 代表者の氏名

久保 健

三 主たる事務所の所在地

新宿区西早稲田一丁目二十二番三ー一七〇六号

一 名称

特定非営利活動法人日本アマチュア演奏家協会

二 代表者の氏名

梶岡 肇、永田 雅夫

三 主たる事務所の所在地

新宿区歌舞伎町二丁目六番十六号 バレドール歌舞伎  
町第二 二〇一号

四 その他の事務所の所在地

大阪府大阪市住吉区大領四丁目十三番十七号 福井秀  
紀方

紀方

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一  
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和五年一月十九日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称 許可を受けた者の  
住所及び氏名

武蔵村山市中原二丁目三番九  
の二 武蔵村山市岸二丁目二番地  
の二 小峯 達男

福生市大字福生字奈賀六百九  
十一番二及び同番六の各一部、  
同番二十一並びに同番二十二  
（第二工区） 千代田区丸の内二丁目二番  
三十三号  
株式会社フージャースコー  
ポレーション 代表取締役 小川 栄一

立川市西砂町五丁目三十九番  
十九号 西東京市東伏見三丁目六番  
十九号 タクトホーム株式会社  
代表取締役 小寺 一裕

西多摩郡瑞穂町大字二本木字  
下長田久保七百二十三番一の  
一部 青梅市新町七丁目十六番地  
の十 松本建設株式会社  
代表取締役 松本 良哲

稲城市大字矢野口字根方二千  
七百六十番三 武蔵野市境二丁目二番二号  
株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦

狛江市岩戸南一丁目九百二十  
二番一 武蔵野市境二丁目二番二号  
株式会社飯田産業 代表取締役 築地 重彦

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に  
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下  
「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店

舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年一月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一

号)に到着するように提出してください。

令和五年一月十九日  
東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 中村ビル
- 二 店舗所在地 練馬区中村南三丁目十六番十号
- 三 設置者名 中村隆商事株式会社
- 四 設置者住所 練馬区中村南三丁目二十番一号
- 五 変更前の設置者住所 練馬区中村南三丁目十七番五号
- 六 変更後の設置者住所 練馬区中村南三丁目二十番一号
- 七 変更日 平成十四年十二月二十四日
- 八 届出日 令和四年十二月二十三日
- 九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十 縦覧期間 令和五年一月十九日から同年五月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分

分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年一月十九日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和五年一月十九日  
東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 中村ビル
- 二 店舗所在地 練馬区中村南三丁目十六番十号
- 三 設置者名 中村隆商事株式会社
- 四 設置者住所 練馬区中村南三丁目二十番一号
- 五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 隔地 六十八台
- 六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 隔地 二十三台
- 七 変更前の廃棄物等の保管施設の位置 店舗内 十七・六〇立方メートル

及び容量

八 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 六・九七立方メートル

九 変更前の開店時刻 午前十時。ただし、年間六十日に限り午前九時

十 変更後の開店時刻 午前九時

十一 変更前の閉店時刻 午後九時

十二 変更後の閉店時刻 午後十時四十五分

十三 変更前の来客が駐車場を利用することができるとの時間帯 午前九時三十分から午後九時三十分まで。ただし、年間六十日に限り午前八時三十分から午後九時三十分まで

十四 変更後の来客が駐車場を利用することができるとの時間帯 午前九時から午後十一時まで

十五 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 隔地

十六 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 隔地

十七 変更日 令和五年八月二十七日

十八 届出日 令和四年十二月二十六日

十九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

二十 縦覧期間 令和五年一月十九日から同年五月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名

玉川高島屋ショッピングセンター

二 店舗所在地

世田谷区玉川三丁目十七番一号

三 設置者名

東神開発株式会社ほか二名

四 設置者住所

世田谷区玉川三丁目十七番一号ほか

五 変更前の駐車場の位置及び収容台数

店舗内ほか 千五百三十九台

六 変更後の駐車場の位置及び収容台数

店舗内ほか 千四百十九台

七 変更日

令和五年八月二十七日

八 届出日

令和四年十二月二十六日

九 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十 縦覧期間

令和五年一月十九日から同年五月十九日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十一 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行所  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号  
163-8001

定価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号

郵便番号  
113-0001

